

平成 26 年 6 月

## OVERSEAS SHIPHLD 【A1098】

(Overseas Shipholding Group)

を保有されている投資家の皆様へ

— 倒産手続申請＜有償増資案に伴う現地権利行使の締切日等＞のお知らせ —

拝啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、OVERSEAS SHIPHLD の倒産手続きの申請につきまして、現地保管機関より有償増資案に伴う現地権利行使の締切日、及び株式のお取扱い等の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

しかしながら、お客様が弊社を通じて払込をし、新株式を取得頂く事は出来ません。また、割当てられる権利は譲渡が出来ない為に放棄となります。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

### 記

#### [倒産手続きの経過]

OVERSEAS SHIPHLD は、2012 年 11 月 14 日に米国デラウェア州地区連邦破産裁判所に連邦破産法第 11 章に基づく倒産手続きの申請を行いました。

数回の修正を経て、2014 年 5 月 27 日に同連邦破産裁判所に再建案、および権利割り当てに関する契約書が提出されました。

同日、同連邦破産裁判所により、上記の再建案、および契約書が承認されました。

その結果、OVERSEAS SHIPHLD は、当権利割り当てによる有償増資を行う運びとなりました。

#### [有償増資案の内容]

1. 現地権利確定日 : 2014 年 6 月 6 日
2. オファーの内容 : OVERSEAS SHIPHLD 株式 1 株につき、OVERSEAS SHIPHLD の新 Class-A 株式 12 株を有償で取得可能。
3. 権利行使価格 (払込価格) : 3 米ドル
4. 現地権利行使締切日 : 2014 年 7 月 3 日

5. 弊社取扱予定 : お客様が弊社を通じて払込をし、新株式を取得頂く事は出来ません。  
また、割当てられる権利は譲渡が出来ない為に放棄となります。

[株式の取り扱い]

同社の再建が完了次第、破産法申請時に発行していた株式は、すべて取り消されます。OVERSEAS SHIPHLD株式を保有する株主に対しての金銭等の支払いは実施されません。

ただし、上記有償増資案において権利行使（払込）を行わなかった株主の保有するOVERSEAS SHIPHLD 株式1株は、OVERSEAS SHIPHLDの新Class-B株式1株と交換される予定です。

※OVERSEAS SHIPHLD株式は、2014年6月4日より、OTC US市場で取引停止となっており、市場売却は出来ませんので、ご注意ください。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。  
本資料は、投資勧誘を目的として作成したものではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社